資　料

特別委員会のあり方　検討案

県民の意識・価値観の多様化や高度化する県民ニーズへの対応など、県議会の果たすべき役割が増加傾向にある中、特定かつ緊急性のある県政課題について専門的、横断的な視点から審査・調査を行う特別委員会の役割は重要性を増している。

こうした状況のもと、議会基本条例に位置付けられた議会の役割を十全に果たすため、特別委員会のあり方の検討案として、設置・改編、設置数・構成、審査・調査などについて整理すると、次のとおりである。

ア　設置・改編

・第２回定例会において、特別委員会設置要綱により設置する特別委員会は、原則として毎年改編する。

・緊急の課題が生じた場合は、年度途中でも随時設置することとし、付議事件の調査終了まで存続する。

イ　設置数・構成

・第２回定例会において、特別委員会設置要綱により設置する特別委員会は、４委員会程度を目安として設置する。
なお、定数等の委員会の構成については、常任委員会の構成を基本とし、委員数については最大でも16名までとする。

・緊急の課題が生じた場合に設置する特別委員会の定数等の構成については、その都度協議する。

ウ　審査・調査

・特別委員会の特性を生かし、複数の部局の所管に関わる事項等について、専門的、横断的な審査・調査を行う。

・参考人制度などを活用し、外部有識者等の知見や県民意見の聴取を積極的に行う。

エ　資料の配付時期

・資料は委員会当日に配付する。

オ　その他

・特別委員会は、調査等の状況に応じて、適宜、付議事件を選定することができる。

・常任委員会との関係では、特別委員会で議論した内容に関して、それぞれの会派において関係常任委員との連携を深める。